

自動車税過誤納金の還付請求権譲渡通知書

年 月 日提出

静岡県 財務事務所長 様

<譲渡人(納税義務者)> *自署し実印を押印してください。

住 所(所在地) 〒

氏 名(名 称)

実印

電話番号(連絡先)

以下の自動車税過誤納金の還付請求権について、次の譲受人に譲渡したので、民法第467条第1項の規定に基づき通知します。

<譲受人>

住 所(所在地) 〒

氏 名(名 称)

電話番号(連絡先)

代 表 者 :

担 当 者 :

登 録 番 号	(静岡・浜松・沼津・伊豆・富士山)
課 税 年 度	年度
納 付 年 月 日	年 月 日
自動車売買契約等の日	年 月 日
抹 消 登 録 日	(永久・輸出・一時) 年 月 日
還 付 金 額	円

(二重納付の場合：譲受人が納付した日 年 月 日)

口座振替希望

私が譲渡を受けた過誤納金の支払いについては、口座振替を希望します。

(フリガナ)

<譲受人>氏名

印

振込先(譲受人名義の口座)

金融機関(銀行、信金、農協等)	種別	口座番号	口座名義(カナ)
支店	普通 当座		

【添付書類】 ■…必須書類 □…場合により必要な書類

- 譲渡人の印鑑証明書コピー(売買契約等の日の3か月以上前に発行されたものは不可)
- 一時抹消登録に係る登録識別情報等通知書コピー(又は輸出抹消仮登録証明書のコピー)
- <住民票の写し等(譲渡人が住所等を変更した場合、それを証する書面)>
- <自動車税領収証書(二重納付した場合)>

【注 意 事 項】

- ・本通知書が抹消月の翌月10日(土日祝日の場合はその前日)までに提出(必着)されない場合は、納税義務者に還付します。
- ・譲渡人及び譲受人に未納の徴収金(県税等)がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により、最初に譲渡人の未納の徴収金に充当され、残余金がある場合は、次に譲受人の未納の徴収金に充当され、さらに残余金がある場合に譲受人に還付されます。

財務事務所記入欄	受付番号	印鑑証明	抹消確認
	—	□	□